

○非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準

(平成28年経済産業省告示第112号)

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する特定エネルギー供給事業者のうち、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第5条第1号に規定する事業を行う者である電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者及び同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいい、それぞれの小売供給に係る部分に限る。以下同じ。）について、法第5条第1項の規定に基づき、非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準となるべき事項を次のとおり定める

1. 非化石エネルギー源の利用の目標

- ① 電気事業者は、平成42年度において供給する非化石電源（エネルギー源として法第2条第2項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。以下同じ。）に係る電気の量（他の者から調達した電気の量を含み、他の電気事業者に供給した電気の量及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気の量を除く。以下同じ。）に、非化石電源に係る電気に相当するものの量（再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気であって、同法第55条第1項に規定する調整機関が認定した電気の量をいう。）を加算した量の、供給する全ての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を44%以上（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第5条第1項に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）に定める電力供給業におけるベンチマーク指標（以下「火力発電効率指標」という。）の目指すべき水準の達成と併せて、結果として、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に規定する調整後排出係数では電気事業（電気事業者の行う小売供給に係る事業をいう。）全体として0.37kg-CO₂/kWhに相当するもの）とすることを目標とし、既に当該非化石電源比率の目標（以下「非化石電源比率目標」という。）を達成した電気事業者であっても、非化石電源比率の更なる向上への努力を求める。ただし、沖縄県及び離島（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応じ電気を供給する場合等において、平成29年度の供給計画（電気事業法第29条に規定する供給計画をいう。以下同じ。）を踏まえ、この目標の達成が合理的に不可能と認められる電気事業者については、平成29年度の供給計画における最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めることができる。なお、本目標の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。
- ② 現実的に取り得る有効な手段がないと認められることその他の電気事業者の責めに帰

さない正当な理由がある場合、未達成の状況が軽微である場合又は勧告や命令によらずとも有効な改善が図られると認められる場合といった合理的な理由がある場合を除き、非化石電源目標への到達に向けた取組が進んでいない場合は、国全体としての目標の到達の程度を勘案しつつ、法第6条の指導及び助言の対象とする。

- ③ 国は、法第6条の指導及び助言並びに第8条の勧告及び命令については、電気事業者が非化石電源比率目標を達成しておらず、又は各年度の供給計画等に照らして達成できないと認められる場合において、法第5条第1項第1号に掲げる推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項に関する特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項の実施状況を判断するに当たり、実施内容等について電気事業者の自主性を最大限尊重するとともに、実施状況の確認に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮した上で措置することとする。
- ④ 非化石電源比率の目標到達に向けて、国は、毎年、事業者（複数の事業者で取組を行っている場合にあっては、当該複数の事業者）の単位で、目標到達の状況と到達に向け適切な取り組みを行っているかを評価するものとする。加えて、定量的な中間評価の基準を設け、評価を行うことで目標達成の確度を高める。
- ⑤ 国は、事業者の責めに帰さない正当な理由により、電気事業全体として非化石電源目標の達成の蓋然性が低い場合は、制度等の見直しを検討するものとする。

2. 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

電気事業者は、非化石エネルギー源の利用を推進し、1. に定める非化石電源比率の目標の達成に資するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- ① 電気事業者は、非化石電源の利用の推進に当たり、供給力の調達等における電気事業者に求められる責務を果たしつつ再生可能エネルギーを最大限に活用していく観点から、追従性の高い石炭火力や天然ガス火力による供給（他の者からの調達を含む。以下同じ。）に努めること。
- ② 電気事業者は、非化石電源の導入に資するよう、火力発電効率指標の達成状況を参考に、高効率化な火力発電による供給に努めることとする。

3. 再生可能エネルギー源の利用に係る費用の負担の方法その他の再生可能エネルギー源の円滑な利用の実効の確保に関する事項

電気事業者は、法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源（以下単に「再生可能エネルギー源」という。）を変換して得られる電気の調達において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の認定に係る発電による電気の調達を行う場合は、同法の規定を遵守すること。

4. その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

電気事業者は、非化石電源目標の達成に向け、計画的に非化石電源の利用に取り組んでいくことが必要であり、PDCAを徹底するとともに、審議会による評価を受けるものとする。